

令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）
（重点支援地方交付金活用事業）補助金（追加支援）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギーコスト上昇に強い経済社会を実現するため、エネルギー利用の合理化・効率化対策として、エネルギー消費性能の優れた家電等への買換え及び宅配荷物を受け取るための宅配ボックスの設置を行う市民に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民生活におけるエネルギーコストの家計負担の軽減を図り、もって本市の温室効果ガス排出量の削減に資することを目的とする。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の種別の欄に掲げる製品（以下「補助対象製品」という。）の設置を行う事業であって、同表に定める対象要件の全てを満たすものとする。

2 補助対象製品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）新品であるもの
- （2）市内に本店又は支店を有する店舗又は事業所において購入するもの（インターネット販売で購入するものを除く。）
- （3）令和8年12月31日までに購入し、設置が完了するもの。ただし、別表第1の種別の欄に掲げるもののうち住宅用宅配ボックスにあつては、令和8年11月30日までに購入し、設置が完了するもの。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）補助金の交付の申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、青森市の住民基本台帳に記録されており、かつ、居住していること。
- （2）補助金の交付の申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- （3）本人及び本人と同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）が、この補助金の交付の申請に係る補助対象製品に係る別表第1の区分欄に掲げる区分において、この補助金の交付の決定を受けていないこと。
- （4）本人等が、この補助金の交付の申請に係る補助対象製品について、別表第1の各種別において、この補助金以外に、国の補助金又は他の地方公共団体、団体及び企業等が実施する国費が充当されている補助金等の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないこと。
- （5）本人等が、青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、補助対象製品の1種別当たり1台までとし、別表第2の区分の欄に掲げる区分ごとに1世帯につき1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)のうち別表第1の区分の欄に掲げる1の補助申請者は、令和8年11月30日までに、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金交付申請書に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 補助申請者のうち別表第1の区分の欄に掲げる2の補助申請者は、令和8年11月30日までに、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金交付申請書兼実績報告書に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、別表第3に掲げる書類による証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。ただし、前条第2項の申請に係る補助金の交付を決定したときは、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金交付決定兼交付額確定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でない認めるときは、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金不交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助対象者(第5条第1項の申請に係る者に限る。)は、前条第2項の規定による通知の日以後でなければ、補助事業に係る契約の締結又は工事の着工をすることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請の取下げの期日)

第8条 青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(事業内容の変更及び廃止)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業(市民向け)補助金変更(廃止)承認申請書を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和7

年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金変更（廃止）承認（不承認）通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者（第5条第1項の申請に係る者に限る。次条において同じ。）は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）完了実績報告書に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金交付額確定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 第6条第2項又は前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金請求書により市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第13条 補助申請者及び補助事業者は、第5条及び第9条の規定による申請並びに第6条第2項及び第10条の規定による実績報告書の提出について、補助対象製品を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないものとする。

（補助金の交付の条件）

第14条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる事項とする。

（1） 補助対象製品を善良なる管理者の注意をもって管理し、当該補助対象製品を設置した住宅において使用すること。

（2） 次条に定める期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により補助対象製品を損傷し、又は滅失したときは、速やかに令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金損傷（滅失）届出書を市長へ提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第15条 規則第18条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経

過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象製品とする。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ令和7年度に係る青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金処分承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の返還をしなければならない。

（協力の要請）

第16条 市長は、補助事業者に対して、補助対象製品の使用等に関する調査等への協力を求めることができる。

（様式）

第17条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則に定めるところによる。

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月 日から実施する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

別表第1（第2条・第3条関係）

補助対象製品

区分	種別	対象要件
1 省エネ家電等	エアコン	(1) 既設の製品から同じ用途の補助対象製品に買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) 日本産業規格電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JIS C9901」という。）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上のエアコン
	電気冷蔵庫	(1) 既設の製品から同種の補助対象製品に買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) JIS C9901（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の電気冷蔵庫
	給湯器	(1) 既設の製品から同じ用途の補助対象製品に買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) JIS C9901（目標年度2025年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上のエコキュート、ガス温水機器及び石油温水機器
2 宅配ボックス	住宅用宅配ボックス	(1) 自ら購入し（リース、レンタル品、自作のもの及び買換えを除く。）、市内の自らが居住する住宅に設置するもの (2) 宅配荷物の受取を可能とした仕様の製品であるもの (3) 盗難防止機能を有しているもの (4) 設置する住宅が共同住宅である場合は、建物の管理者から設置の同意を得ているもの

別表第2（第4条関係）

補助対象経費及び補助金の額

区分	種別	補助対象経費	補助金の額
1 省エネ家電等	エアコン	補助対象製品の購入に要する経費（設置に係る工賃、配送に係る経費、既設の家電等の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と30,000円を比較していずれか低い額
	電気冷蔵庫		
	給湯器		
2 宅配ボックス	住宅用宅配ボックス	補助対象製品の購入に要する経費（設置に係る経費、配送に係る経費、盗難防止のために用意する鍵やワイヤーなどの付属品の購入費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と10,000円を比較していずれか低い額

別表第3（第5条関係）

交付申請書の添付書類

区分	種別	交付申請書の添付書類
1 省エネ家電等	エアコン	(1) 補助対象製品の見積書の写し（宛名、品名、機種名（型番を含む。）、本体価格（付属品等の価格を含む。）、購入予定店舗名等の記載があるもの）
	電気冷蔵庫	(2) 買換え前の製品及び購入する補助対象製品の設置場所がわかる写真
	給湯器	(3) 住民票（世帯の全員の記載があるもので、かつ、申請日時点において発行後3か月以内に交付されたものに限る。） (4) 補助申請者の市税に係る完納証明書 (5) その他市長が必要と認める書類
2 宅配ボックス	住宅用宅配ボックス	(1) 補助対象製品の品名又は品番、性能等を確認できる書類（カタログの写し、取扱説明書の写し等） (2) 補助対象経費に係る領収書及びその内訳を確認できる書類の写し（購入店舗名及び本体価格（付属品等の価格を含む。）が分かるもの） (3) 設置を確認できる写真 (4) 住民票（世帯の全員の記載があるもので、かつ、申請日時点において発行後3か月以内に交付されたものに限る。） (5) 補助申請者の市税に係る完納証明書 (6) 補助対象製品を設置する住宅が共同住宅である場合は、建物の管理者から設置の同意を得たことが確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第10条関係）

実績報告書の添付書類

区分	種別	実績報告書の添付書類
1 省エネ家電等	エアコン	(1) 領収書及びその内容が分かる書類の写し (2) 補助事業の完了が確認できる写真（補助事業の実施前後の比較ができるもの）
	電気冷蔵庫	(3) メーカー保証書の写し (4) 家電等リサイクル券排出者控えの写し（エアコン及び電気冷蔵庫を購入した場合に限る。）
	給湯器	(5) その他市長が必要と認める書類